

蔵王国定公園

指 定 書

及 び

公園計画書

平成 年 月 日

環 境 省

蔵王国定公園

指定書

(公園区域の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	5
2 変更する区域	6

1 変更理由

蔵王国定公園は、面白山一帯の火山群及び蔵王連峰を中心とする山岳公園で、宮城県と山形県の県境に位置している。仙台市や山形市などの都市に近接していることもあり、四季を通じて多くの利用者が訪れる公園である。

昭和 38 年の指定以降、平成 4 年に行った再検討から 18 年が経過し、社会情勢の変化に伴い公園区域界が不明確な箇所が生じており、区域線の明確化を図るために公園区域を拡張するものである。

2 変更する区域

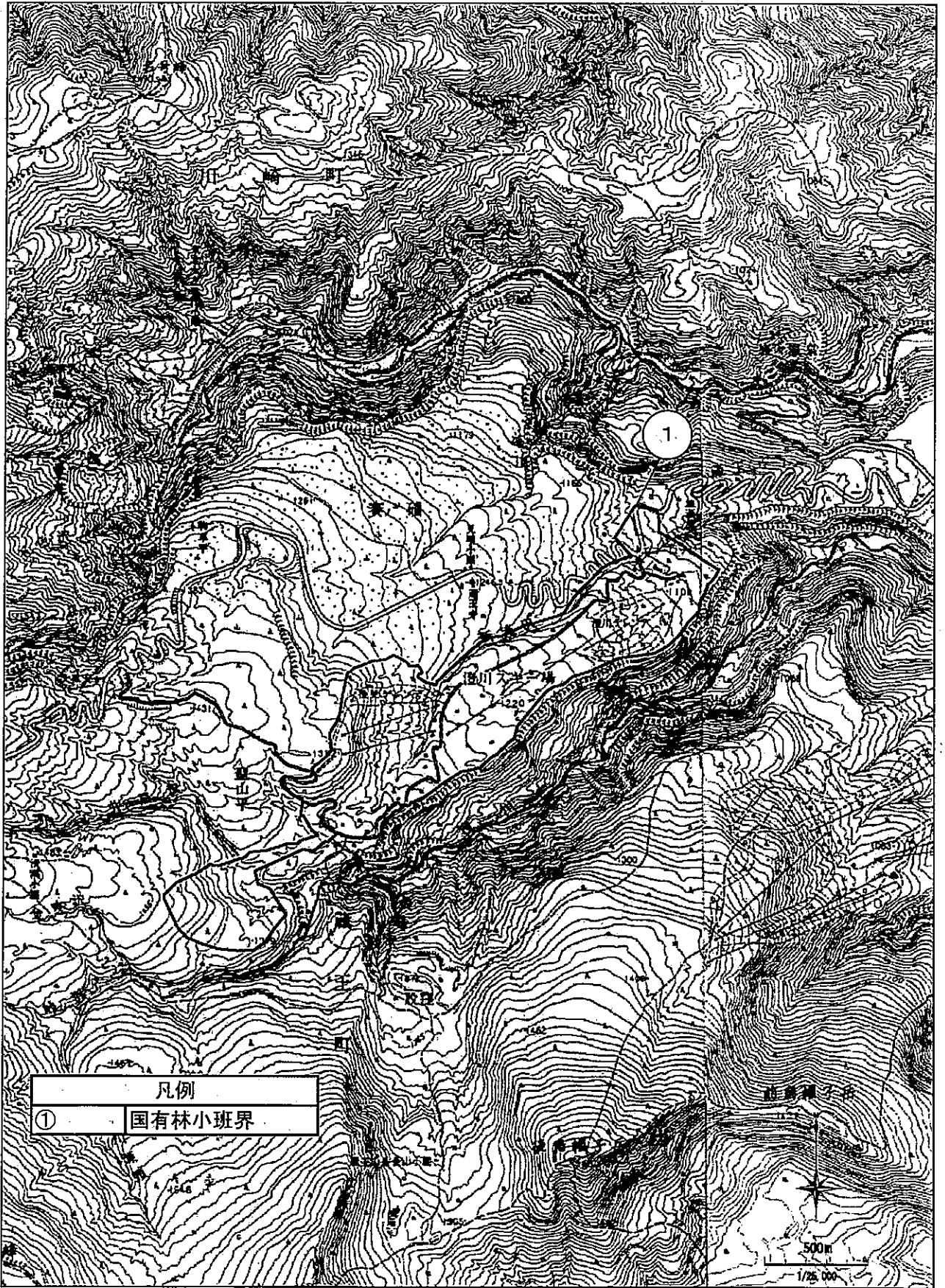
蔵王国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

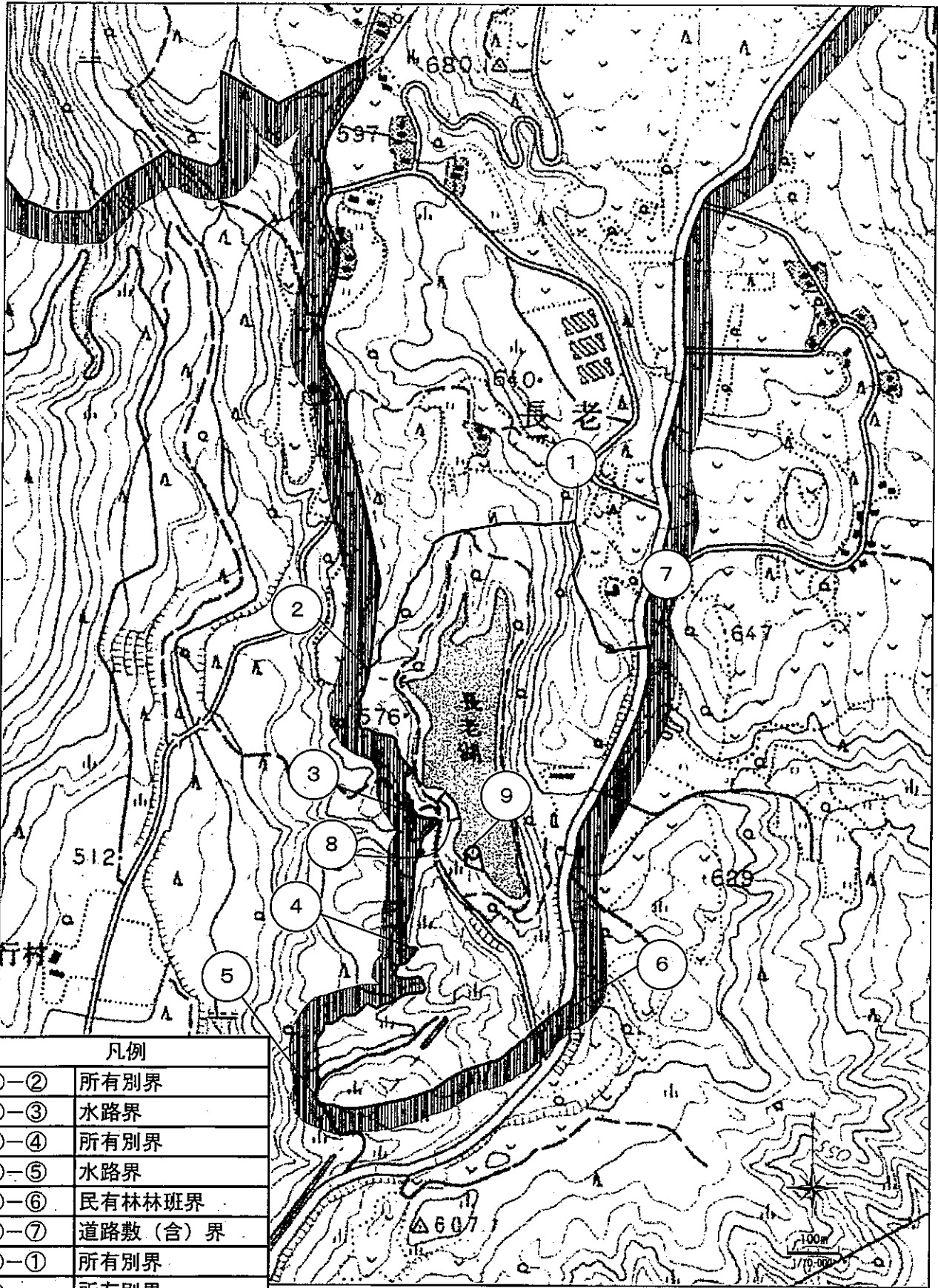
番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	宮城県刈田郡蔵王町 遠刈田温泉の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
指定当時、民有林小班界を区域線としていたが、小班界が変更されたことにより区域線が不明確になったため、現在の小班界に合致させ公園区域を明確化する。	0 (0.4) (国 —) (公 —) (私 0 (0.4))
変 更 部 分 面 積 計	0 (0.4) (国 —) (公 —) (私 0 (0.4))
変 更 前 公 園 面 積	39,635 (国 26,982) (公 825) (私 11,828)
変 更 後 公 園 面 積	39,635 (国 26,982) (公 825) (私 11,828)

集团施設地区計画図（聖山平）



集团施設地区計画図 (硯石・長老湖)



凡例	
①-②	所有別界
②-③	水路界
③-④	所有別界
④-⑤	水路界
⑤-⑥	民有林林班界
⑥-⑦	道路敷(含)界
⑦-①	所有別界
⑧	所有別界
⑨	所有別界

蔵王国定公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1 変更理由	17
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	18
ア 特別地域	18
(ア) 第3種特別地域	20
3 事業計画	
(1) 保護施設計画	26
(2) 利用施設計画	28
ア 集団施設地区	28
イ 単独施設	34
ウ 道路	38
(ア) 歩道	38
エ 運輸施設	44
4 参考事項	63

1 変更理由

蔵王国定公園は、面白山の火山群及び蔵王連峰を中心とする山岳公園で、宮城県と山形県の県境を挟んで位置している。仙台市や山形市などの都市に近接していることもあり、四季を通じて多くの利用者が訪れる国定公園となっている。

平成4年に行った再検討から18年が経過し、施設の現状や利用形態に変化が生じている。特に、近年はレジャーの多様化により、スキー客などが減少する一方、中高年のトレッキング利用やスポーツ施設の整備による夏季の合宿などが増加しており、利用実態に応じた施設整備を推進する必要がある。また、芝草平においては、増加した登山者の踏圧により湿原が裸地化していることから、植生の復元を図る必要が生じている。

今回は、再検討以降の状況変化に対応し、本公園の適正な保護及び利用を図るため、公園計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	宮城県刈田郡蔵王町 遠刈田温泉の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
区域線の明確化を図るため、隣接地と同じ特別地域に編入する。	0 (0.4) (国 —) 公 — 私 0 (0.4)
変 更 部 分 面 積 計	0 (0.4) (国 —) 公 — 私 0 (0.4)
変更前特別地域面積	38,556 (国 26,934) 公 780 私 10,842
変更後特別地域面積	38,556 (国 26,934) 公 780 私 10,842

(ア) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

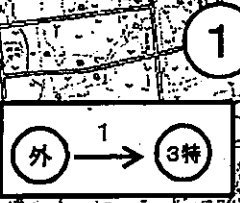
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の 拡張	中央蔵王山麓	宮城県刈田郡蔵王町 遠刈田温泉の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
区域線の明確化を図るため、隣接地と同じ第3種特別地域に編入する。	0 (0.4) (国 —) 公 — 私 0 (0.4))
変 更 部 分 面 積 計	0 (0.4) (国 —) 公 — 私 0 (0.4))
変更前第3種特別地域面積	19,535 (国 10,324) 公 68 私 9,143)
変更後第3種特別地域面積	19,535 (国 10,324) 公 68 私 9,143)

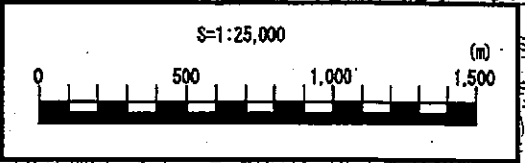
保護規制計画変更図



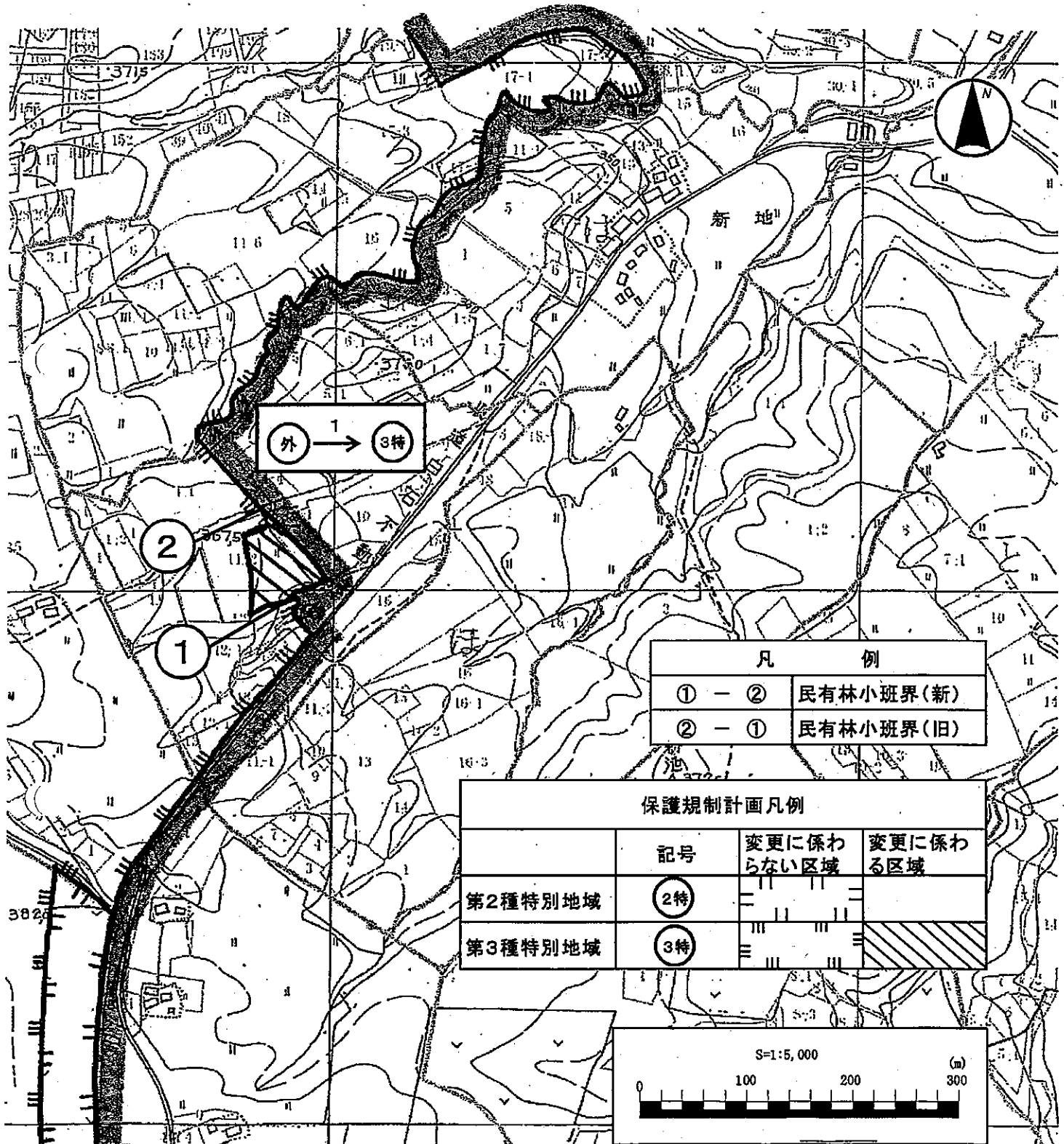
凡 例	
① - ②	民有林小班界(新)
② - ①	民有林小班界(旧)



保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係わ る区域
第2種特別地域	②特		
第3種特別地域	③特		

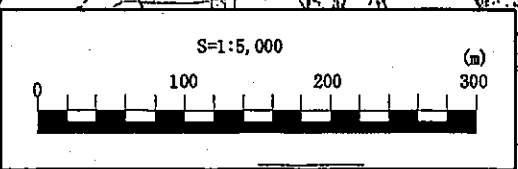


保護規制計画変更図 副図



凡 例	
① - ②	民有林小班界(新)
② - ①	民有林小班界(旧)

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係わ る区域
第2種特別地域	②特		
第3種特別地域	③特		



3 事業計画

(1) 保護施設計画

保護施設計画の一部を次のとおり変更する。

(表 4 : 保護施設追加表)

番号	種 類	位 置
1 - 2	植生復元施設	宮城県刈田郡七ヶ宿町 (芝草平)

整備方針	旧計画との関係
登山者の踏圧による裸地化が著しい芝草平湿原において、土砂流出防止柵の設置や播種工の施工により湿原の復元を図る。	新規

(2) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 集団施設地区

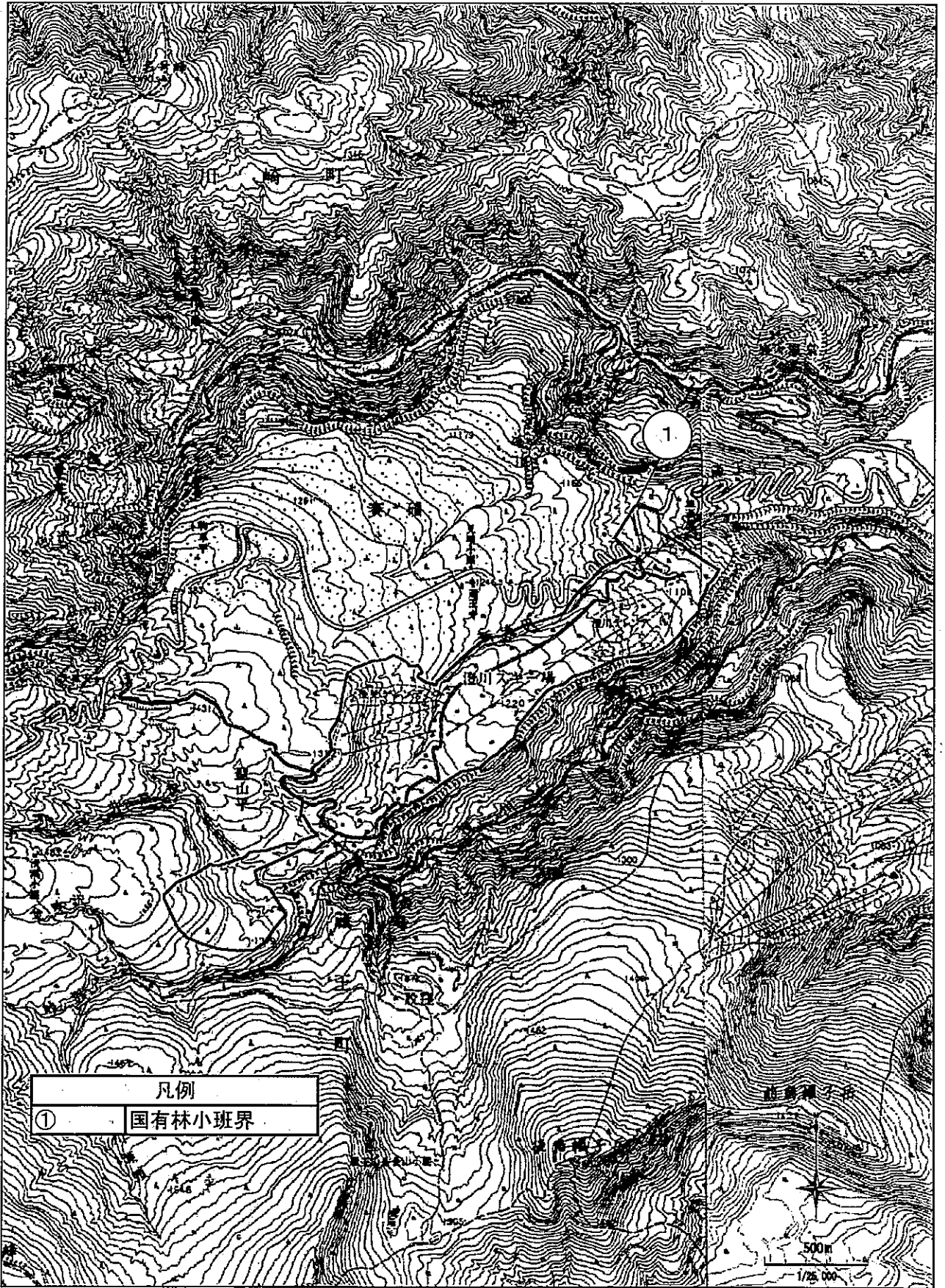
集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表5：集団施設地区表)

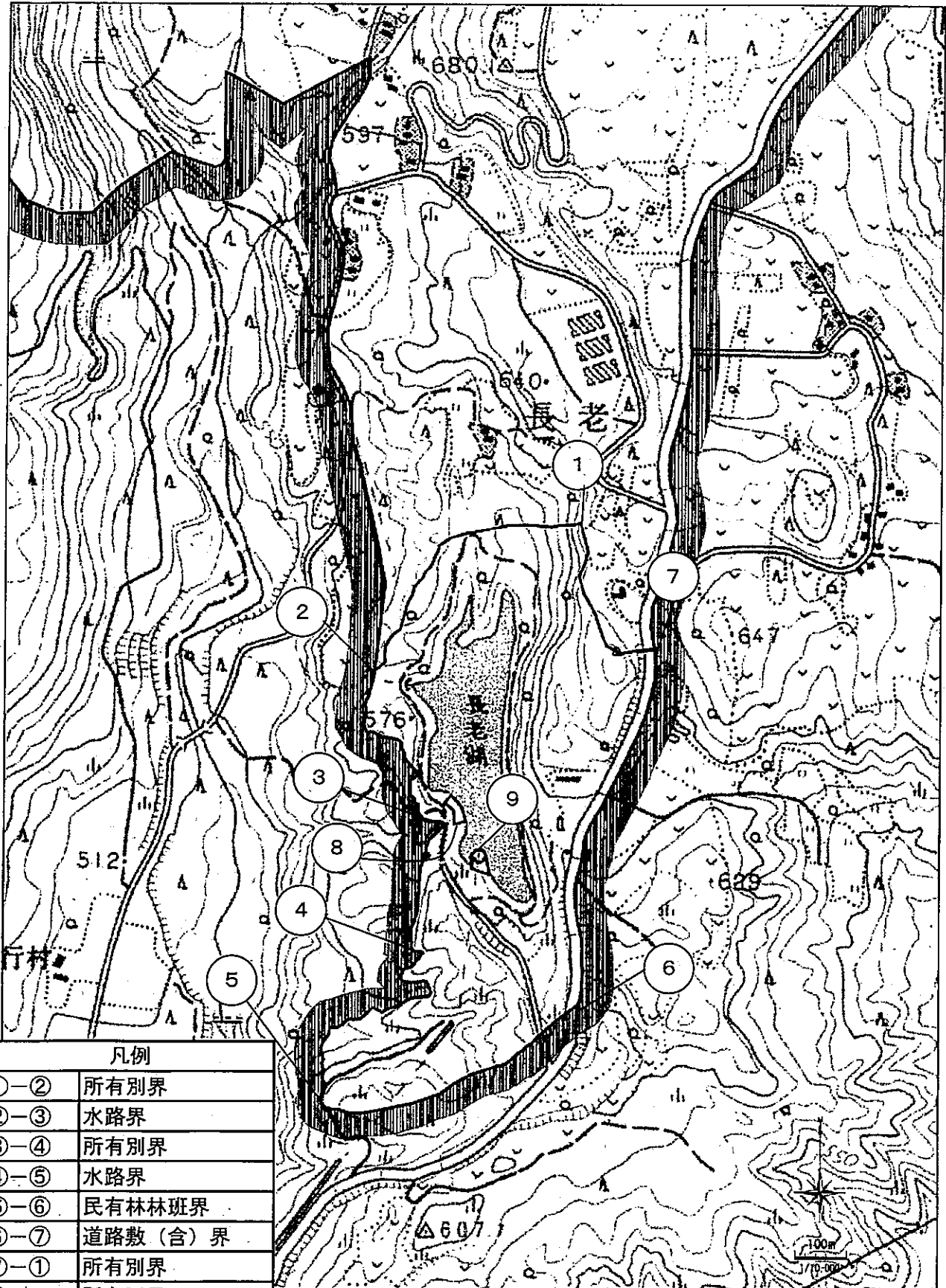
番号	名称	区域	計画目標
1-1	聖山平	宮城県刈田郡蔵王町内 国有林仙台森林管理署 304、305 及び 306 林班の 各一部	聖山平地区は、国有林内の標高 1,300 メートルを中心とした澄川台地と聖山 平を包含した地域である。 遠刈田温泉から蔵王山頂の御釜を経 由し山形県へとつながる車道上山・川崎 線（蔵王エコーライン）沿線に位置し、 コマクサが群生する駒草平や、火山岩や 火山礫が広がる賽の磧なども近くにあ り、本公園の観光拠点の一つとなってい る。 利用の中心であるスキー以外の、トレ ッキング、クロスカントリースキー等の 利用形態にも対応し、通年利用可能な公 園利用拠点として計画する。
1-2	硯石・長老湖	宮城県刈田郡七ヶ宿町 長老の一部	硯石・長老湖付近は、宮城県南部の南 蔵王山麓に位置し、本公園南部の玄関口 となっている。 長老湖を中心に東北自然歩道を巡ら し、そこから望む不忘山等の優れた景観 を生かしながら、公園利用の拠点区域と し、周辺のブナ林等の豊かな自然と触れ 合える探勝・休養地域の創設を目指す。

整備計画区	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
第1整備計画区	通年利用可能な公園利用拠点としてスキー場、宿舎、駐車場等を中心に整備する。	119.4			昭 38. 8 . 8 決 定
面 積 計		国	公	私	
		119.4	0	0	
		119.4			
第1整備計画区	本公園南部の公園利用拠点として東北自然歩道、園地等を中心に整備する。	34.7			昭 38. 8 . 8 決 定
面 積 計		国	公	私	
		0	10.6	24.1	
		34.7			

集团施設地区計画図（聖山平）



集團施設地区計画図（硯石・長老湖）



凡例	
①-②	所有別界
②-③	水路界
③-④	所有別界
④-⑤	水路界
⑤-⑥	民有林林班界
⑥-⑦	道路敷(含)界
⑦-①	所有別界
⑧	所有別界
⑨	所有別界

イ 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表 6 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置
2-31	運動場	山形県上山市(永野)

整備方針	旧計画との関係
公園利用者のためのスポーツ拠点施設として整備する。	新規

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表 7 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1-16	スキー場	宮城県刈田郡蔵王町（跡見坂）
1-29	野営場	宮城県刈田郡七ヶ宿町（ケッチャグラ）
2-3	野営場	山形県山形市（奥山寺）
2-8	野営場	山形県山形市（西蔵王高原）
2-11	駐車場	山形県山形市（ドッコ沼）
2-12	駐車場	山形県山形市（パラダイス）
2-26	休憩所	山形県山形市（蔵王温泉）
2-26	汚物処理施設	山形県山形市（蔵王温泉）
2-27	野営場	山形県上山市（嶋の谷地沼）

告示年月日	理 由
昭38. 9. 10	聖山平集団施設地区内に位置していることから、同集団施設地区の施設として把握するため削除する。
昭42. 11. 7	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭40. 5. 7	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭40. 5. 7	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭40. 5. 7	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
平4. 4. 3	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭40. 5. 7	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭40. 5. 7	現在は下水道が整備されており、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
平4. 4. 3	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

ウ 道路

(ア) 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表 8 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間
14	お清水刈田線	起点－山形県上山市（お清水） 終点－宮城県七ヶ宿町（刈田歩道合流点）
1－13	股窪線	起点－宮城県刈田郡蔵王町（井戸沢・歩道分岐点） 終点－宮城県刈田郡蔵王町（ろうづめ平・歩道合流点）
2－18	かもしか線	起点－山形県山形市（面白山高原駅） 終点－山形県山形市（面白山大権現）
2－19	長左衛門平戸洞滝線	起点－山形県山形市（長左衛門平） 終点－山形県山形市（戸洞滝）
2－20	見返峠瀧山線	起点－山形県山形市（中央高原駅） 終点－山形県山形市（瀧山山頂）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
御田ノ神湿原	お清水から刈田岳に至る探勝歩道として整備する	新規
股窪	自然林の保全に留意しながら登山道として整備する。	新規
	面白山高原駅から面白山大権現に至る登山道として整備する。	新規
	長左衛門平から戸洞滝に至る登山道として整備する。	新規
	見返峠から瀧山山頂に至る登山道として整備する。	新規

② 削除

次の歩道を削除する。

(表 9 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区 間
1 - 5	噴気孔線	起点 - 宮城県柴田郡川崎町 (上山・川崎線分岐点) 終点 - 宮城県柴田郡川崎町 (新関線分岐点)

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭38. 9. 10	地形・地質の状況から利用者の安全確保が困難であるため、今後の整備の見込みがないことから削除する。

③ 変更

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 10 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	大東岳線	起点－宮城県仙台市 (馬場本小屋) 起点－宮城県仙台市 (馬場樋沢) 終点－山形県山形市 (山寺)	大東岳、 小東岳、 奥山寺	昭38. 8. 8

		新 規		理 由
番号	路線名	区間	主要経過地 整備方針	
2	大東岳線	起点－宮城県仙台市 (馬場本小屋) 起点－宮城県仙台市 (馬場樋沢) 終点－宮城県仙台市 (小東岳・歩道合流点)	大東岳、 小東岳 本小屋から大東岳、小東岳を経て面白山・刈田岳・硯石線合流点に至る登山道として整備する。	今後整備の見込みがない区間を削除する。

エ 運輸施設

① 削除

次の運輸施設を削除する。

(表 11 : 運輸施設削除表)

番号	路線名	種 類	区 間
1 - 2	後烏帽子岳索道	索道運送施設	起点－宮城県刈田郡蔵王町（澄川台地） 終点－宮城県刈田郡蔵王町（後烏帽子岳）

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭38. 9. 10	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

② 変更

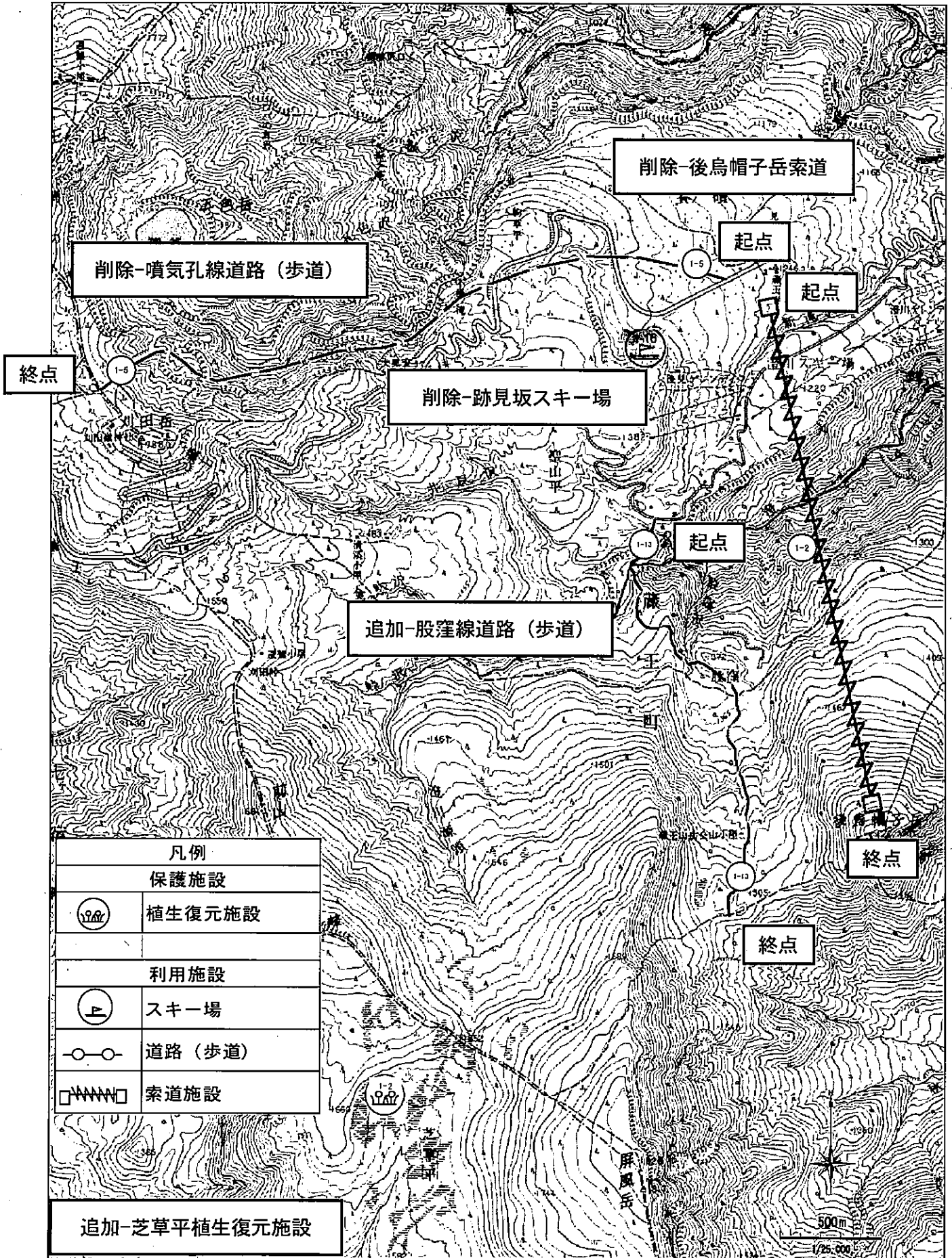
次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 12 : 運輸施設変更表)

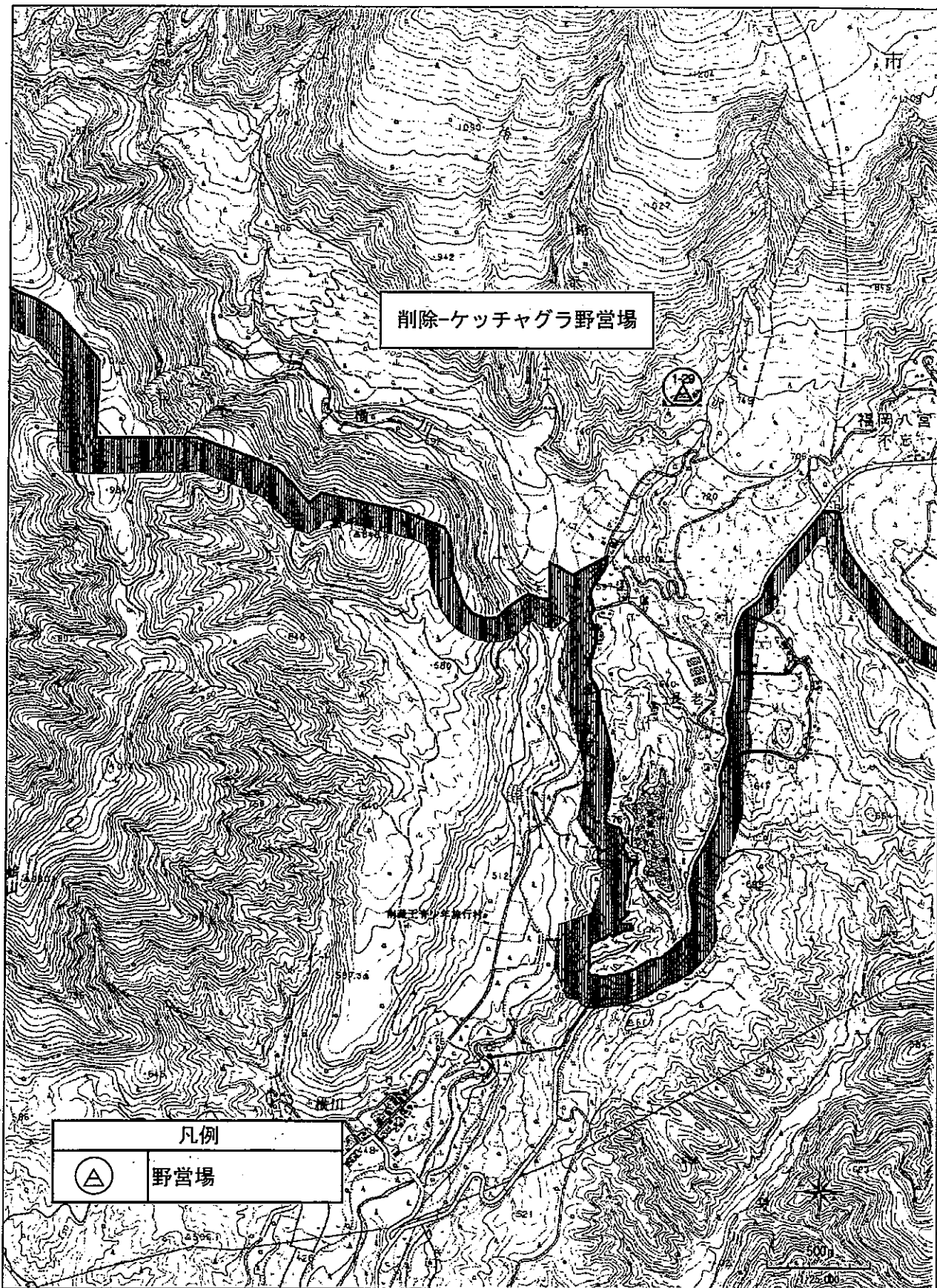
現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
1 - 1	刈田岳索道	起点－宮城県刈田郡七ヶ宿町 終点－宮城県刈田郡七ヶ宿町		昭和38. 9. 10

新 規					理 由
番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整備方針	
1	刈田岳索道	起点－宮城県刈田郡七ヶ宿町 (刈田岳) 終点－山形県上山市 (永野)		自然林 の保全に 留意しな がら、整備 を図る。	市町村の境界 変更に伴い、起 終点の表記を変 更する。

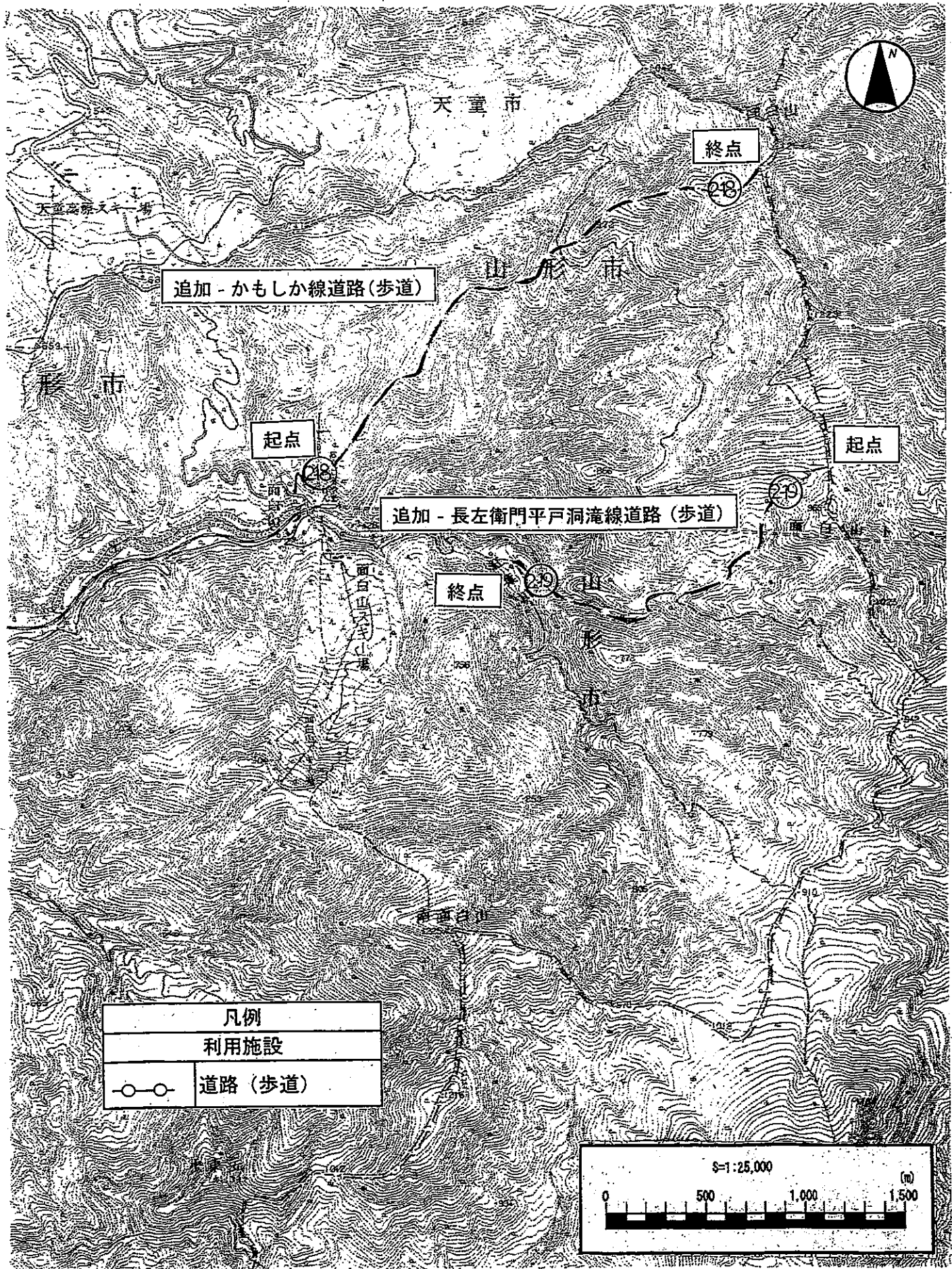
施設計画変更図 宮城県 1/2



施設計画変更図 宮城県 2/2



施設計画変更図 山形県 1 / 5



凡例	
利用施設	
	道路(歩道)

